

# 国有林野事業の現状及び 民有林との連携の推進について

平成30年4月

**林野庁**

# 目次

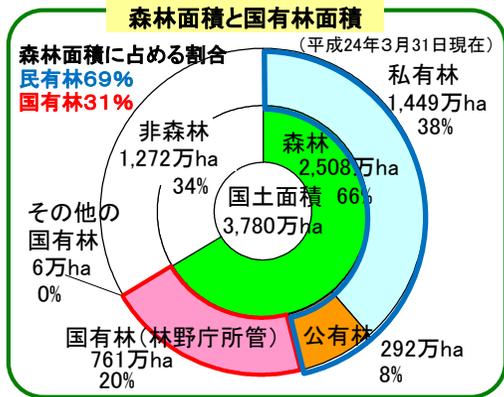
1. 国有林野の概要
2. 国有林野事業の一般会計化
3. 国有林野事業の主な取組
  - ① 公益重視の管理経営の一層の推進
  - ② 林業の成長産業化への貢献
4. 意欲と能力のある林業経営体の育成に向けた国有林の取組み
5. 新たな森林管理システムの定着を後押しする国有林における民間活力の導入

## (参考資料)

1. 国有林野の管理経営の枠組みについて
2. 国有林野事業における木材の販売に係る提案募集について

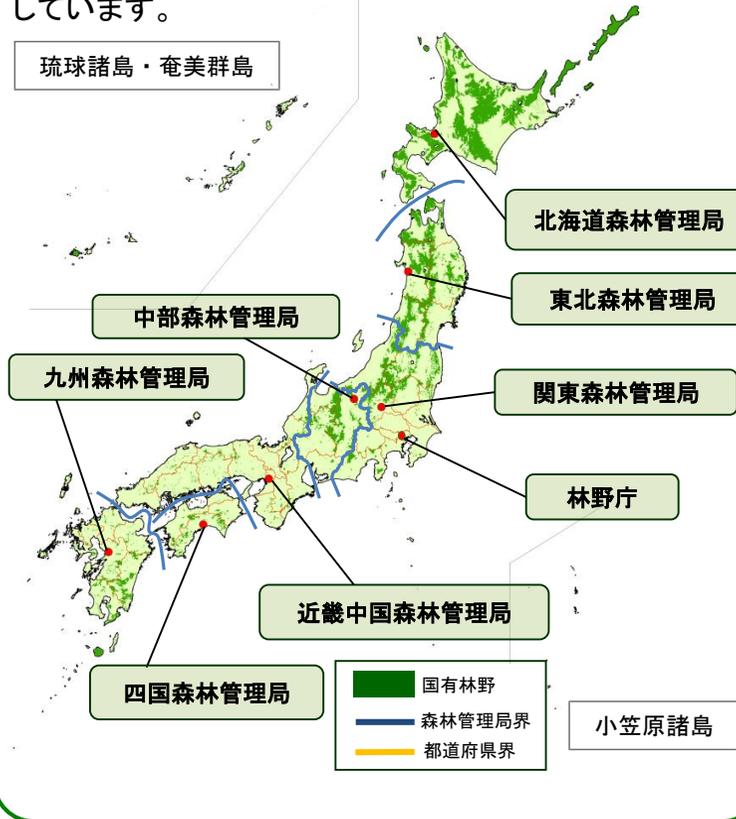
# 1. 国有林野の概要

- 我が国の国土の約2割、森林の約3割を占める国有林野は、その多くが奥地の急峻な山脈や水源地域に広く分布し、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの重要な公益的機能を発揮。
- 国有林野の約9割が保安林に指定されているほか、原生的な天然林が広く分布し、野生生物の生育・生息地として重要な森林も多く、世界自然遺産地域のほぼ全域が国有林野。
- 国有林野事業については、公益的機能の発揮、森林・林業の再生への貢献など、国民が国有林野に求める役割を果たしていけるよう、平成25年度にそれまでの企業特別会計から一般会計に移行。



## 国有林野の分布と組織

全国7森林管理局、流域(森林計画区)を単位とした98森林管理署等を設置し、直接、国有林野を管理経営しています。



## 多様な自然を有する国有林野

	面積 (万ha)	国有林野での割合
国有林野	758	
保安林	685	90%
保護林	97	13%
緑の回廊	58	8%
レクリエーションの森	37	5%
世界自然遺産	8	1%
自然公園	220	29%
鳥獣保護区	126	17%

注1: 国有林野の面積は、国有林野管理経営規程第12条第1項に基づく計画対象森林の面積。

注2: 緑の回廊及び世界自然遺産は平成29年4月現在、保安林、レクリエーションの森、自然公園及び鳥獣保護区は平成28年4月現在、保護林は平成27年4月現在。

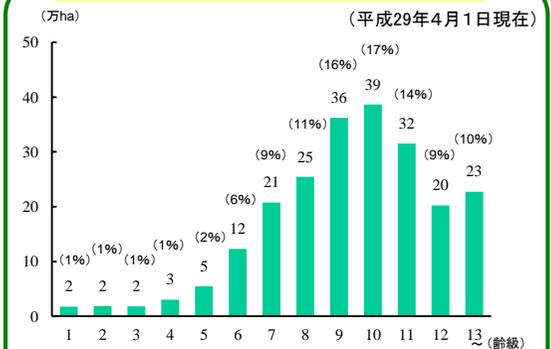
## 国有林野の森林資源の現況

(平成29年4月1日現在)

森林管理局	面積(万ha)・蓄積(百万m <sup>3</sup> )	(参考) 国有林率 (%)
合計	758	30.6
北海道	307	55.2
東北	165	44.4
関東	118	29.4
中部	65	27.6
近畿中国	31	6.8
四国	18	13.8
九州	53	19.5
国有林野の蓄積	1,148	23.5

注: 「国有林野」の面積は、国有林野管理経営規程第12条第1項に基づく計画対象森林の面積。国有林率は、平成24年3月31日現在の森林法第2条第1項に規定する森林に占める森林法第2条第3項に規定する国有林の割合。

## 国有林野における人工林の齢級構成



注: 林野庁所管の「国有林」761万haと「国有林野」758万haの面積の差は、「国有林」にのみ含まれる官行造林地9万haと「国有林野」にのみ含まれる森林以外の土地6万haの差である。

# 2. 国有林野事業の一般会計化について

- 国有林野事業については、公益的機能の発揮、森林・林業の再生への貢献など、国民が国有林野に求める役割を果たしていけるよう、平成25年度にそれまでの企業特別会計から一般会計に移行。
- 一般会計の下で、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、我が国の林業の成長産業化に貢献する取組を推進。

## 見直しの背景

■ 森林・林業基本計画 (H23.7閣議決定)

- 国有林野については「国民の森林」として国が責任を持って一体的に管理経営する必要
- このため、公益重視の管理経営の一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、我が国の森林・林業の再生に貢献
- そのために債務を区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討

## 管理経営の在り方の見直し

■ 林政審議会答申 (H23.12)  
「今後の国有林野の管理経営のあり方」

- ・ 公益重視の管理経営のより一層の推進
- ・ 森林・林業の再生への貢献
- ・ 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献
- ・ 地域の森林・林業政策を推進する役割を担うための現場機能と能力の向上
- ・ 事業・組織の一体的な一般会計への帰属
- ・ 債務返済に係る経理の区分

■ 必要な法的措置

■ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律 (H24.6公布)

- 国有林の公益的機能を十全に発揮させるため、
  - ・ 国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度の創設
  - ・ 特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業を一般会計化
- 債務返済を国民負担としないため、
  - ・ 債務管理特別会計を設置し、債務を承継
  - ・ 必要な森林施業の結果として得られる林産物収入等により債務を返済

## 一般会計化後の取組

民有林施策と一体的な推進を図りつつ、次のような取組を一層計画的に実施

■ 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じた管理経営の推進
- ・ 地球温暖化防止対策の推進
- ・ 生物多様性の保全

■ 林業の成長産業化への貢献

- ・ 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
- ・ 林業事業体の育成
- ・ 民有林と連携した施業の推進
- ・ 森林・林業技術者等の育成
- ・ 林業の低コスト化に向けた技術開発
- ・ 林産物の安定供給

■ 「国民の森林」としての管理経営

■ 地域振興への寄与 等

### 3. 国有林野事業の主な取組

#### ① 公益重視の管理経営の一層の推進

##### ・ 計画的な森林整備の推進

公益的機能が高度に発揮されるよう、立地や林分の状況等に応じた適切かつ効率的な施業を実施。

特に伐期に達した人工林について、多様な森林へ誘導するための主伐及びその後の計画的かつ効率的な更新を推進。

森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策として3.5%の吸収量を確保するため、引き続き、間伐等の森林整備を積極的に推進。

また、国有林材を活用し、木材需要の拡大・創出につながる安定供給体制を構築。

これらの取組の効率的な実施等のために必要な林道等の路網整備を推進。

また適切な森林整備に不可欠な、苗木の安定供給体制を整備。



〔 帯状に伐採した複層林施業地 〕



〔 列状間伐後の施業地 〕



〔 効率的な森林整備のための林業専用道 〕

##### ・ 治山対策の推進

荒廃山地等の復旧や保安林の整備に加え、地域の安全・安心確保のため事前防災・減災対策等を推進。

また民有林直轄治山事業や大規模災害時の緊急対応など、民有林を支援。



発生直後

施工後

現在

〔 土石流発生箇所における治山事業の実施 〕

##### ・ 生物多様性の保全

世界自然遺産地域をはじめとする貴重な森林生態系について、「保護林」や「緑の回廊」の設定による保護・管理を推進。

地域の農林業や生態系に被害を及ぼすシカ等の野生鳥獣について地域と連携した広域かつ計画的な個体数管理や効果的な防除及び行動把握調査等をモデル的に実施。



小笠原諸島



白神山地

〔 世界自然遺産の保全・管理 〕



〔 地域と連携したシカ防除ネットの設置(左)  
小型囲いなどで捕獲されたシカの様子(右) 〕

## ② 林業の成長産業化への貢献 -1

### ・林業の低コスト化に向けた技術開発

林業の低コスト化等に向けた技術開発を推進。

コンテナ苗を活用した伐採と造林の一貫作業システムの実施やエリートツリー苗の実証等を拡大。間伐については、高性能林業機械と路網整備を組み合わせた低コスト化を一層推進。

技術開発の取組・成果については、現地検討会やシンポジウム等により民有林への普及を促進。



〔 伐採と造林の一貫作業システム  
(高性能林業機械による造材) 〕



〔 伐採と造林の一貫作業システム  
(フォワーダによる苗木運搬) 〕



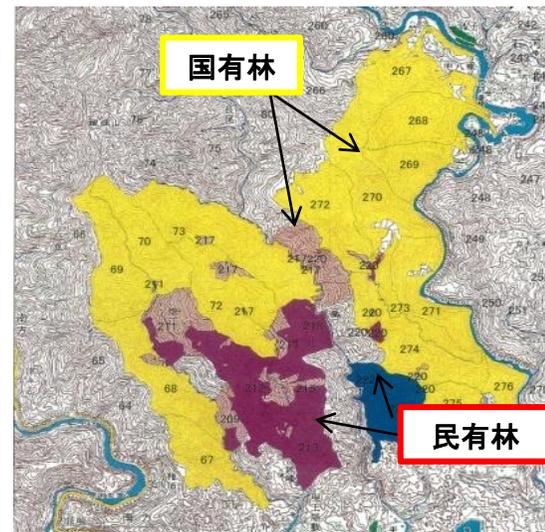
〔 コンテナ苗と植栽の様子 〕



〔 低コスト造林技術普及のための  
現地検討会 〕

### ・民有林と連携した森林整備等の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と国有林が連携して森林共同施業団地を設定し、民有林と連携・連結した路網や中間土場の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等の実施、民有林材との協調出荷等を推進。



〔 中間土場を活用した協調出荷 〕



〔 設定した森林共同施業団地のフォローアップ会議の開催 〕



〔 民有林と連結した路網の整備 〕

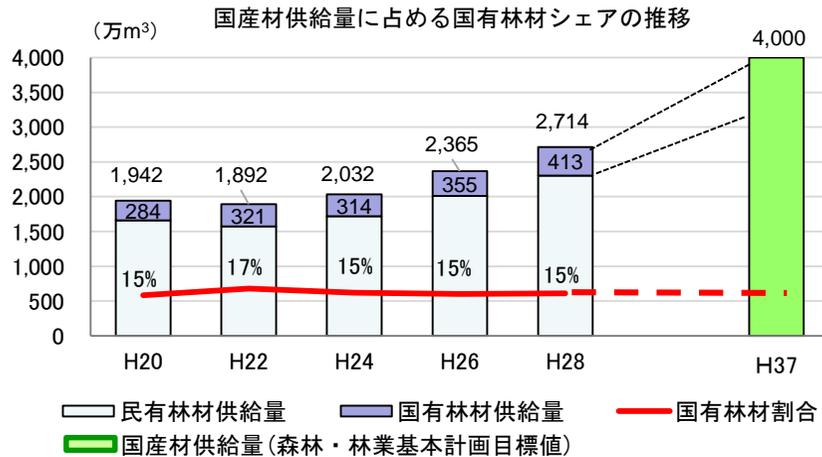
## ② 林業の成長産業化への貢献－2

### ・林産物の安定供給

公益重視の施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給に努め、国産材供給量の2割弱の木材供給を担っている。

国が需要拡大等に取り組む製材工場等と協定を締結し、国有林材の安定供給と需要先への直送によるコストダウン等を推進するなど、国産材の需要拡大とそれに向けた国有林材の安定供給を行っていくことが目標。

また、民有林との協調出荷による供給規模の大ロット化に取り組むとともに、地域の木材需要が急激に増減した場合に、国有林野事業が供給調整機能を発揮。



民有林との協調出荷の協定先における原木集積の様子

### ・林業事業体、森林・林業技術者の育成等

市町村別の将来事業量の公表など情報の提供に取り組むとともに、地域の実情に応じた事業の安定的な発注や、複数年分の一括発注、現地検討会の開催等を通じて林業事業体を育成。

森林・林業技術者の育成に資するため、国有林のフィールドの提供や、研修の際の講師派遣等を実施。

また森林総合監理士等による地域の林業関係者の連携促進や、市町村森林整備計画の策定支援等を実施。



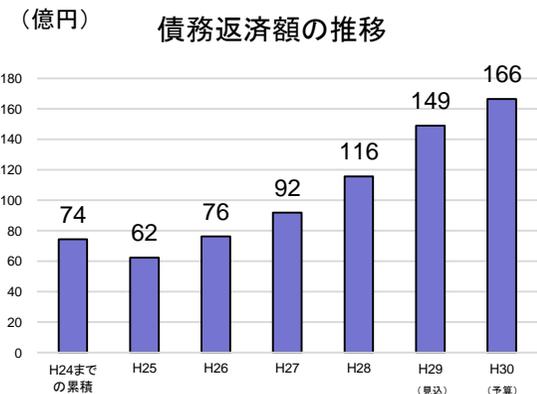
市町村森林整備計画の策定支援



技術者育成研修の様子

### (参考) 国有林野事業の債務返済の状況

国有林野事業特別会計に属していた債務1兆2,721億円については、平成25年度の一般会計化に伴い設置された国有林野事業債務管理特別会計に承継され、林産物収入等により返済することとされており、平成29年度までの累積返済額は569億円となる見込み。



## 4. 意欲と能力のある林業経営体の育成に向けた国有林の取組

- 平成31年度から「新たな森林管理システム」が動き出す中、国有林野事業としては、民有林との林道の相互接続、木材の協調出荷、民有林への技術の普及、意欲と能力のある林業経営体の受注や立木の買受機会等の増大を推進。

### ○ 新たな森林管理システムへの貢献

- ・ 民有林との林道の相互接続、木材の協調出荷
- ・ 民有林への技術の普及（路網や施業の低コスト化等）
- ・ システムの対象となる意欲と能力のある林業経営体の国有林野事業の受注等の機会の増大に配慮

### ○ 意欲と能力のある林業経営者が国有林野事業を一体的に行うイメージ

意欲と能力のある林業経営体による  
施業の実施（事業の受注等）

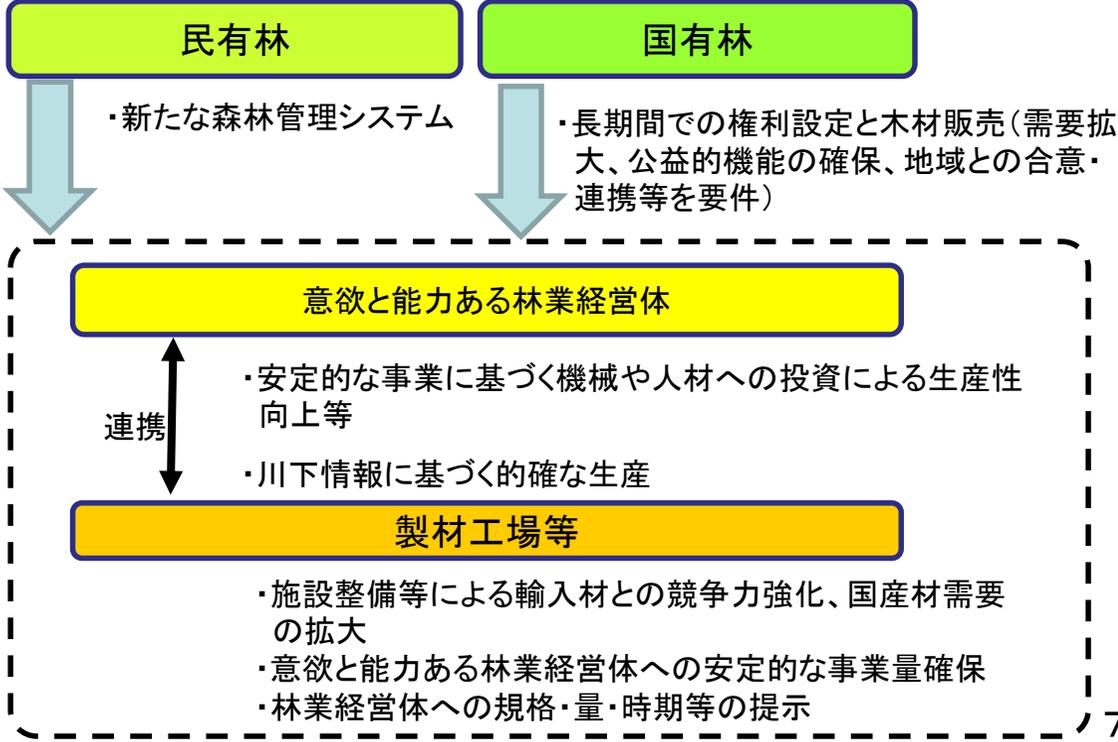


# 5. 「新たな森林管理システム」の定着を後押しする国有林における民間活力の導入

○ 意欲と能力のある林業経営体の育成を通じて、民有林における「新たな森林管理システム」の定着を後押しするため、民間事業者が新たな木材需要の拡大(製材工場等の整備による輸入材との競争力強化等)や生産性の向上等を図りながら、これまでにない長期・大ロットで国有林の立木の伐採・販売を行うスキームの導入を検討。

## ○ 国有林における新たな民間活力の導入イメージ

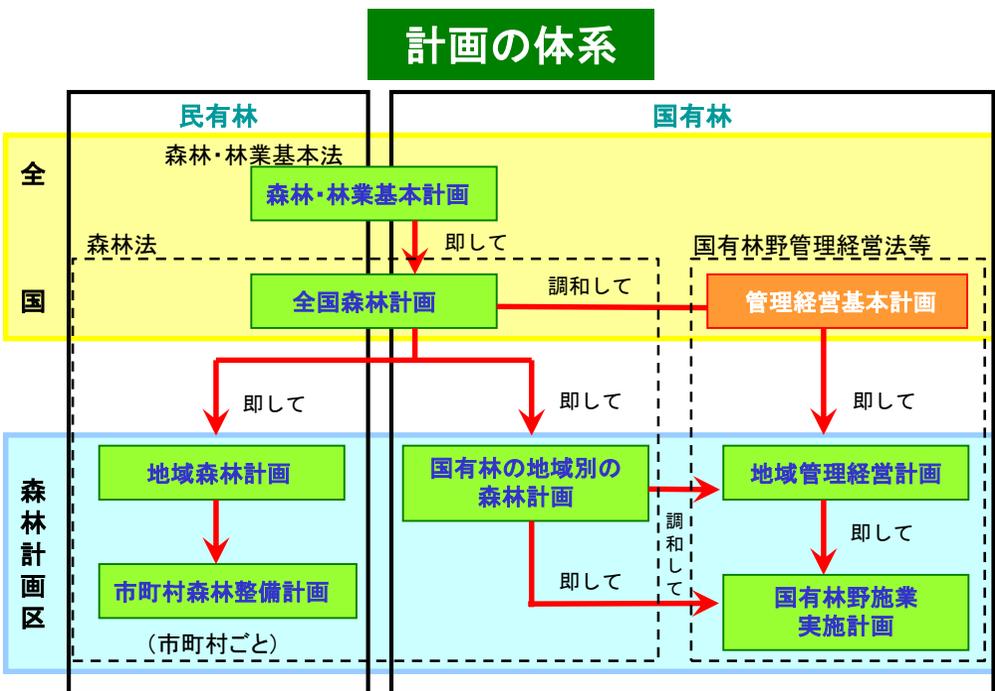
- ・ 意欲と能力のある林業経営体が、安定的に木材の供給先を確保し、機械や人材の投資により経営力を強化していくためには、木材を長期間・安定的に集荷する製材工場等の需要先の存在と、更なる需要拡大が不可欠
- ・ 民間事業者が製材工場等の整備による新たな木材需要の拡大や生産性向上等の取組を行いつつ、国有林の一定の区域において継続的に使用収益を行う権利を得て、長期・大ロットで木材の伐採・販売を行えるような仕組みを検討



# 參考資料

# 1. 国有林野の管理経営の枠組みについて

○ 国有林野の管理経営は、森林・林業基本計画の下、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下、「管理経営基本計画」という。))に基づき実施。



## 【管理経営基本計画】(農林水産大臣: 5年ごと10年計画)

国有林野の管理経営の方向を明確にし、森林という国有財産の管理を計画的に実施するとともに、国民意見を反映した管理経営を行っていく必要から、全国の国有林を対象として大臣がたてる計画

## 【地域管理経営計画】(森林管理局長: 5年ごと5年計画)

地域に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、森林管理局長が森林計画区(流域)を単位として定める管理経営の計画

## 【国有林野施業実施計画】(森林管理局長: 5年ごと5年計画)

森林計画及び地域管理経営計画に即して持続的な国有林野の管理経営を行うため、森林管理局長が森林計画区(流域)を単位として、伐採量や伐採・造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画

## 管理経営基本計画について

○ 平成26年4月から平成36年3月を計画期間とする計画を平成25年12月に策定。平成25年12月に取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置付けられた「国産材の安定的・効率的な供給体制の構築」への貢献等を反映し、以下の取組を推進。

### 1. 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・機能に応じたタイプに区分し、公益林として管理経営
- ・森林吸収量の確保のため、間伐の実施に加え、主伐後の効率的な再造林等に取り組むなど、地球温暖化防止へ貢献
- ・森林生態系の保全・管理や野生鳥獣の個体数調整等、生物多様性保全へ貢献

### 2. 森林・林業再生に向けた取組

- ・私有林と連携した施業、林業の低コスト化の技術開発等による私有林の支援
- ・川上・川中・川下との連携を強化し、国産材の安定供給体制の構築へ貢献

### 3. 「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・国民の財産である国有林野を、より開かれた「国民の森林」として管理経営
- ・海岸防災林の再生や国有林野の活用、復興用材の供給、国有林野の除染等による東日本大震災からの復旧・復興へ積極的に貢献

## 関連する政府の方針

○ 平成29年12月に改訂された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置付けられた「林業の成長産業化」に向け、「国産材の安定供給体制の構築」を推進。

## 2. 国有林野事業における木材の販売に係る提案募集について

### これまでにない長期・大ロットで民間事業者が立木の伐採・販売を行う提案の内容と課題

- ・「未来投資戦略2017」に基づき、平成29年8月9日から民間事業者等からの改善提案の公募を開始
- ・平成29年10月10日の締め切りまでに42の提案が提出
- ・ヒアリングを実施した上で、提案の取りまとめと課題の整理を行い、平成29年12月26日に公表

- 提案者は、川上の森林組合や丸太生産業者、川中の木材流通業者や商社、川下の木材加工業者、金融機関等と幅広い業態であり、売上高の規模も多様
- 提案者からは、長期・大ロットの立木の伐採・販売に必要な権利取得や立木購入などのほか、木材の伐採・販売に関連する制度運用の改善など、多岐にわたる提案が提出

#### 評 価

- ・ 現行より有利な立木資産の売却や地域における林業の成長産業化に貢献する可能性  
(下記のような課題の解決が必要)

#### 課 題

- ① 政策的な課題
  - ・ 国有林としての公益的機能の確保  
(森林計画制度との整合)
  - ・ 需要拡大や有利な立木資産の売却を実現する仕組
  - ・ 地域における公平・公正な事業運営の仕組
- ② 制度的な課題
  - ・ 立木の伐採・販売に必要な権利付与の方法  
(公物管理との整合、支払の方法)

- 伐採の方法や量など国有林としての公益的機能の確保、民有林も含めた木材の生産・加工・流通への影響を生じさせないために必要な需要の拡大、木材の供給調整機能等の地域における公平・公正性の担保など政策的課題に応えつつ、民間事業者が国有林において一定の使用収益を行う権利を得て、長期・大ロットで木材の伐採・販売を行えるスキームを、「農林水産業・地域の活力創造プラン」における新たな森林管理システムの定着や木材の生産流通構造改革の推進に資するよう、内閣府等と連携して、現行制度等の検証・検討作業を進めている。